

第1 特約の目的

この特約は、石油製品の市場価格を的確に反映させるとともに、双方対等の立場において公正に変更契約を締結するため、国等による石油製品の販売価格の調査結果を基に、加算又は減算する場合の契約単価の変動額を算定する方法を定める。

第2 用語の定義

1 当初月の市場価格

入札（見積合わせ等）の際に示した基準日における3に掲げる基準価格をいう。

2 調査月の市場価格

変更契約の要否を毎月検討する価格で、経済産業省資源エネルギー庁が公表する石油製品価格調査のうち、給油所小売価格調査（ガソリン、軽油、灯油）週次調査の結果（都道府県別）における北海道局の揮発油店頭・軽油店頭の価格から毎月19日（祝日の場合はその直前の平日）以前に公表された直近4週間の平均価格（消費税及び地方消費税の額を除いた価格（円未満四捨五入）をもとに算出した価格をいう。

なお、当該代金額から軽油引取税相当額を差し引いた額とする。

3 基準価格

経済産業省資源エネルギー庁が公表する石油製品価格調査のうち、給油所小売価格調査（ガソリン、軽油、灯油）週次調査の結果（都道府県別）における北海道局の揮発油店頭・軽油店頭の価格から、6月19日以前に公表された直近4週間の平均価格（消費税及び地方消費税の額を除いた価格（円未満四捨五入）した価格とする。

なお、当該代金額から軽油引取税相当額を差し引いた額とする。

4 市場価格の差額

市場価格の差額とは、当初月から調査月までの市場価格の差額のことをいう。

算出方法	市場価格の差額＝【調査月の市場価格】－【当初月の市場価格】
------	-------------------------------

第3 契約単価の変更及びその方法

契約単価の変更及びその方法は、次のとおり行うものとする。

- （1） 契約単価の変更は、市場価格の差額に1円以上の増減が生じた場合に行うものとする。
- （2） 契約変更の適用の時期は、調査月の1日とする。
- （3） 初回の契約単価の変更
契約期間の初日の属する月から実施する。

第4 その他留意事項

本特約は、契約書第5条第2項による契約変更の場合に適用されるものであり、災害等による経済情勢の激変や予測することのできない事象があった場合は、契約書第5条第1項により、別途協議を行い契約単価の変更が行われること。